

# 茨城県がん診療連携協議会相談支援部会 AYA 世代がん患者サポート・妊孕性温存療法 WG 設置要綱

## (目的)

第1条 県内における AYA 世代及び妊孕性温存を必要とするがん患者に対し、情報提供や支援のためのネットワーク体制整備・構築を図るため、茨城県がん診療連携協議会部会設置要綱の2に基づいて設置される相談支援部会（以下、「部会」という。）の下部組織として、AYA 世代がん患者サポート・妊孕性温存療法 WG を設置する。

## (通称)

第2条 WG の通称は「AYA・妊孕性温存 WG」とする。

## (業務等)

第3条 WG は第1条の目的を達成するために以下の業務を担う。ただし、がん患者の妊孕性温存に関しては茨城県がん生殖医療ネットワーク（iOFnet）と協働のうえ実施する。

- (1) AYA 世代がん患者が、就学・就労、妊孕性温存、アピアランスケア等に関して、自施設もしくは連携施設のがん相談支援センターで対応できる体制の整備
- (2) 妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制の整備

## (組織)

第4条 この WG は、以下の者をもって構成する。

- (1) 茨城県内の AYA 世代のがん・生殖医療に携わる医療者
- (2) 「茨城県がん診療連携協議会相談支援部会分科会設置要綱」第3条に定める分科会員
- (3) 茨城県がん生殖医療ネットワーク（iOFnet）の参加医療機関に所属する医療者

## (WG長)

第5条 WG に WG 長を置く。

- 2 WG 長は、部会長が指名する。
- 3 WG 長に事故があるときは、あらかじめ WG 長が指名する副 WG 長がその職務を代行する。

## (議事)

第6条 WG は、WG 長が主宰する。

## (事務局)

第7条 都道府県がん診療連携拠点病院内に WG の事務局を置く。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、WG に際し必要な事項は別に定める。

## 付則

この要綱は令和7年7月29日から施行する。